

南丹市地域自立支援協議会・障害者計画及び
第3期障害福祉計画策定委員会 議 事 録

平成23年度第2回

(平成23年6月10日)

平成23年度 第2回南丹市地域自立支援協議会
障害者計画及び第3期障害福祉計画策定委員会議事録

1. 日 時 平成23年6月10日（金）
開 会 午前10時00分 閉 会 午前11時55分
2. 場 所 南丹市役所 2号棟 301会議室
3. 協議事項 別紙次第のとおり
4. 招 集 者 会長 徳川 輝尚
5. 出席委員 委員長 岡崎 祐司（学校法人佛教大学 社会福祉学部 教授）
会 長 徳川 輝尚（社会福祉法人京都太陽の園 副理事長）
副会長 吉野 隆（南丹市身体障害者福祉会 副会長）
委 員 林 克美（口丹心身障害児者父母の会連合会会長代理）
委 員 杉山 俊夫（園部共同作業所 所長）
委 員 樋口 三千男（南丹市民生児童委員協議会 副会長）
委 員 明田 大成（南丹市社会福祉協議会自立支援事業課課長）
委 員 田原 良英（京都府立丹波支援学校 校長）
委 員 小西 勉（NPO 法人はびねすサポートセンター代表）
委 員 西川 英昭（京都府南丹保健所 福祉室副室長）
委 員 河原 信之（南丹市精神保健福祉推進家族会）
委 員 田中 美優貴（京都府視覚障害者協会 南丹京丹波支部）
委 員 西田 香代子（NPO 法人発達障害を考える会ぶどうの木理事長）
委 員 加藤 貴雄（ふない聴覚言語障害センター）
6. 欠席委員 仲委員、細見委員
7. 事 務 局 社会福祉課長 國府 諭史朗
美山支所健康福祉課長 勝山 美恵子
八木支所健康福祉課長補佐 阪本 和代
社会福祉課課長補佐 小越 清美
社会福祉課課長補佐 高橋 伸夫
(株)サーベイリサーチセンター研究員 片山 良巳
8. 傍 聴 者 1名（傍聴定員5名）

1. 開会あいさつ（徳川会長）

皆さん、おはようございます。本日はお忙しいなか、お集まりいただきましてまことにありがとうございました。特に私たちのブレーンとしてご指導いただく岡崎先生にもお越しいただきありがとうございます。今日から第3期障害福祉計画の策定に入っております。実は、先週、全国の協議会の関係で仙台へ行ってまいりました。石巻、それからさらに北の方の気仙沼等々、だいたい 500 キロぐらいを車で走って見てきましたが、言葉も出ないほどの凄まじい、痛々しい状態でした。詳しいことはさておき、やはりそのときに感じたのは、一番弱い立場にある障がい者の方たちが非常に苦勞しておられるということでもあります。何軒か施設を回りましたが、理事長が流されて行方不明、職員も何人か行方不明、また残った職員も避難所で生活をしながら施設で働いているというような状態で、結局、しわ寄せはそこに入所している障害者の方たちにいってしまうわけです。こういうことがたびたびあってはならないのですが、いつ何時このようなことが起こるかわかりませんし、また、小さい事件でも、われわれの身の回りには絶えず危険がありますので、今回の策定については、そういう面も特に注意しながら、他山の石としながら障がい者の方々の安心安全、そして生きがいのある生活をいかに保障するかということを皆さまとともに考えていきたいと思います。本日は非常にお忙しいなかを、短時間でございますが非常に重要な会議でございますので、よろしくお願いいたします。

2. あいさつ（岡崎計画策定委員長）

おはようございます。ご縁がありましてここ数年、南丹市の地域福祉計画や、その他のことに関わらせて頂きました。このたびは第3期障害福祉計画策定ということで、私が適任かどうか分かりませんが、美山をはじめ、この間ずっと十数年南丹市に関わらせて頂いたこともあり、私自身も京都市内で知的障がいの施設の役員をしているということもあり、大変身近な問題でもあると思っています。国の制度も、どの方向にいくのか不透明な部分もあり、政策的には必ずしも見通し良好という訳ではありませんが、南丹市でさまざまな立場の方が本当に地域のなかで根付いて暮らせるということ、あるいは徳川先生からお話がありましたようなさまざまな危険やリスクということも、このたびの経験の中から考えなければならないと思っています。ただ単に種々出てくる策定マニュアルに何か数字を当てはめるというのではなく、この策定自体が本当に障害をお持ちの方々の立場に立ち、仲間の方たちと生きることのできる社会づくりをこの南丹市から発信できれば良いと思っています。私が策定するというわけではなく、協議会なり、いろいろなところで諮りつつということになるかと思いますが、与えられた時間がそれほど長くはありませんので、いろいろな点で事務局も力を入れてやって頂ければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 協議事項 1) 『南丹市障害者計画・第2期障害福祉計画の総括と事業実績』について

【説明：國府社会福祉課長】

（【資料 1－1、1－2】に基づき説明）

質疑応答（進行は、岡崎計画策定委員長）

（委員長）

ただいま第 2 期計画の実績について説明いただいた。かなり多岐に亘っており、今日すべてを検討する時間はないため、引き続き議論の時間を設ける予定にしている。サービス計画見込み量及び実績について、3 年間の経年変化と見込み量、実績の差が議論になるだろう。居宅介護から就労、新体系への移行の前までについてご意見、ご質問はあるか。表以外に必要な資料があれば発言いただきたい。障がい福祉サービス見込み量 1 について意見、質問、要望はあるか。

（委 員）

6 ページ、⑫施設入所支援について、実績が 58 名となっているが、これは施設への現入所者の数と考えてよいのか。

（事務局）

そうです。

（委 員）

そうすると、例えば、〇〇施設には入所者が〇〇名入所されており、ほかの施設にも入所者が数〇名いると思うが、全部合わせて 58 名という数は少ないように思う。

（事務局）

これは南丹市在住の方の施設入所者数となる。各施設に入所している南丹市民（南丹市が措置）を合算した数字が 58 名となる。

（委 員）

なるほど。南丹市に住民票を持っている方ということか。

（事務局）

そういうことになります。

（委 員）

承知した。5 ページ、相談事業について、実績が非常に少ないように思う。対象者は誰か。相談員が市内各所に出向いて相談業務にあたっているようだがそれは含まれないのか。

（事務局）

この相談支援の数字は、相談員が相談を受けた数ではなく、サービスの利用計画を作成した人数、もしくは作成数となる。いまのところ実績がない。

（委 員）

ケアプランが 13 で、その下の（2）の①の数も非常に少ないが、これもケアプランの関係か。

（事務局）

これは設置数である。

（委 員）

承知した。

(委員長)

3 ページ、就労移行支援が 0 で、就労継続支援事業 B 型は増加しているが、就労継続支援事業 A 型はずっと 0 となっている。これはどのように分析しているか。

(事務局)

南丹市内には A 型の事業所はなく、南丹市在住の方で、他市町村で A 型を利用されている方もまったくおられない。

(委員長)

南丹市内に A 型の事業所がないから実績がゼロということか。

(事務局)

そうです。

(委員長)

就労移行支援は、見込み数 22 だったのが実績は 0 となっている。実人数は 1 だが、これはどういうことか。見込みを立てた根拠は何か。またなぜ実績が 0 だったかについて説明頂きたい。

(事務局)

見込み数の根拠は分からない。次回までに調べてお答えする。

(委員長)

具体的な人数から割り出した数字なのか、それともざっくりと出した数字なのか。

(事務局)

作成の経緯、参考にした書類などが分からず、お答えできず申し訳ない。コンサルタントと調整しながら作成しているが、増えるだろうという見込みから数字を設定したと思う。当時の担当者に確認し、回答する。

(委員)

3 ページの就労について、A 型と B 型に分けられているが、一般企業で就労している障害手帳を持った方の数は把握しているか。例えば、ある施設では車いすの事務職員がおられるが、その方はどこにカウントされるのか。一般企業は A 型、B 型という区分にあてはまらないと思うが。これは非常に大事な点だと思う。

(事務局)

ある施設で働いておられる方は、おそらく 9 ページの一般就労された在宅者の中に入るのではないかと思います。

(委員)

3) の一般就労か。

(事務局)

そうです。ただ、そのあたりは事務局ではなかなか把握することができない。

(委員)

非常に大事なことだと思う。次からの課題ということか。

(委員)

7 ページ、その他のサービス、日中一時支援について、日中一時支援サービスの 22 年度実績は口頭での説明だったので、22 年度見込みと実績、23 年度見込みにつ

いて表にしてほしい。ほかのものは表になっているが、これだけ表になっていないのはなぜか。

(事務局)

当時の計画に日中一時支援の項目がなく、見込み数もないため表は作成していない。

(委員)

日中一時支援は、福祉予算のなかでもかなり大きく占めていると思われるため、分かりやすく示して頂きたい。

(事務局)

22 年度実績は表にしてお示しする。23 年度は見込み数を立てているが、いま手元に資料がないため、また確認して報告する。

(委員長)

いまのような意見を含めて、ここまでのところで意見、要望はないか。

(委員)

8 ページ、入院中の障害者の地域生活への移行について、事務局では数字が把握できていないとのことだが、それはなぜか。精神障がいとはほかの 3 障害に比べて対応が非常に遅れている。精神障がいは地域生活での支援が不可欠である。二次対策や、いろいろな面で管理が特に必要である。精神障がいに対する実際の社会の対応を強く感じている。現実を知るために裁判を傍聴したこともある。精神障がいに対する事務局サイドとしての積極的な動きがどの程度あるかを聞きたい。

(事務局)

8 ページ、9 ページの 22 年度の実績については、今日の会議に調査が間に合わなかったというのが正直なところである。いま委員の発言にもあったように、特に施設入所者数の推移や、目標に対しての実績、福祉施設から一般就労へ移行した数や、8 ページの入院中の精神障がい者の方の地域移行についての数値、これには退院可能な精神障がい者の数を把握することが必要だが、病院の守秘義務等いろいろなことがあって、なかなかつかむことができない。第 2 期計画のときも、平成 14 年の患者調査に基づいた数字でしか把握できていない。そのあたりについても、これから京都府等と協議しながら調査を進めていきたい。計画に対する実績についても、実績が固まった時点でご報告するので、もうしばらく時間をいただきたい。

保健所にいる精神障がい専門の相談員と連携しながら病院に行くなどして、個々のケースについてかかわりを持っている。病院の退院者数等の把握はできるが、南丹市すべての数値を把握できているかという点と十分とはいえない。病院関係であればレセプトを調べれば分かると思うが、現段階ではすべて把握できていないのが現況ということでお許しいただきたい。

(委員)

無理なことを言っているということは承知している。患者本人の個人情報や人権問題を盾にして何も明らかにせず、現実的に、社会的に大きく迷惑をかけていると

というのが現実である。そうした根本的な問題にも足を踏み入れなければものごとは解決しないと思う。

(委員長)

いまのご意見に関連して何か意見はあるか。ここに挙がっているのは退院する方の地域移行についてだけだが、実際は、地域の受け皿や専門家の対応など、仕掛けなりかたちがしっかりしていなければならないということだ。数字にしても、当事者や家族が言わなければ分からないし、通院している方も含めて行政がすべてを把握することは難しいだろう。第3期の計画では、精神障がいについての対応策や地域の受け皿づくりを根本的に考える必要があると思う。

(事務局)

いま行政でかかわりを持っているのは、一人暮らしで身内の方がいない方が措置入院、保護入院となったケースである。これは市が後見人、保護者になるためである。すべてのケースを担当しているわけではないため、相談業務自体は京都府含めていろいろ対応しているが、数字的な部分は十分把握できていないというのが実情である。

(委員長)

ここに挙げられている数字から判断できること、課題等はあるか。

(委員)

南丹市の短期入所の推移を見ると、資源の少なさのためか、減ってきている。1人あたりの利用サービス量は、見込みでは1人3日から4日だが、実績は1人9日から10日と大きなギャップがある。見方によっては、特定の人たちに利用が偏っているとも考えられる。ほかの圏域では、短期入所は待ちの状態がほとんどなのに南丹市では減少しているので、この理由を分析いただきたい。新たに社会に出てきた方たちが、短期入所について知っているかといった分析も必要だと考える。

(委員長)

単純比較はできないと思うが、ほかの自治体、例えば、京丹波や舞鶴市と比較して南丹市の特徴があるのかどうかを調べてほしい。

(事務局)

承知した。この件については課題として検討する。ほかの自治体の数値は十分に把握できていないため、調べたい。

(委員長)

こういうかたちの分析が必要であるといったご意見をいただけたら、次の計画策定に有効かと思う。宿題としてお出しいただきたい。

(委員)

入院中の精神障がい者の新生活への移行について、私は民生委員としてかかわっているが、過去何度か事件があったため、地域の理解が得られない状態で、どのようにしたらいいか非常に悩んでいる。市ともどのような体制にもっていこうかと相談しているが、非常に苦労している。

(事務局)

措置入院、保護入院していた精神障がい者が退院し、地域生活に戻る際、受け入れ地域の拒否反応が強いということを経験する医師も言っておられる。そのために退院できず、入院が長期にわたるといったケースが多々あるということだった。暴力行為の原因が精神的な疾患であっても、治療後に地域に帰る際、やはり地域の目が大変厳しいという現実がある。地元の区長や関係者の方々に説明をしても、何かあったときには誰が責任を持つのかという責任問題になってしまう。本人の人権もあり、地域で生活するという課題もあるため理解いただくように進めているが、現実的には地域社会の受け入れに問題があるという課題がある。

(委員長)

なかなか現実には難しいが、これがこの計画の非常に大事な部分ではある。

(委員)

理解者はおられると思うが。

(委員長)

地域活動や地域の福祉活動などを通して住民の方の理解を得ていくことが大きな課題だと考える。具体的に話しながら一つ一つ対応していくしかないだろう。資料1の2について、地域自立支援協議会から第2期計画に対する提案があり、それに対する現時点での事務局から回答のあった実績に関して意見はあるか。これは行政側から見た実績であるし、数字で見えてははっきりするものもあるが、目では見えないが評価すべきこともあろうかと思う。今回、すべての現状と課題が完成するわけではなく、これを受けて実績、現状の分析なり、課題を埋めていくという作業をすべきだと思うが、現時点での行政サイド、事務局サイドからの回答に関して質問、意見はあるか。

(委員)

災害時の支援について、この時点では簡単に書かれているが、今回の東日本大震災を踏まえて、さらに検討する必要があると考える。

(事務局)

新潟で起きた地震をうけて、国から全国の自治体に対して要支援者台帳の作成、プラン策定の指示があった。南丹市の場合、災害時に支援が必要な方の名簿である要支援者台帳を作成し、地域の区長や消防、警察、また民生児童委員に配付している。ただし、この名簿作成には本人の同意が必要となる。毎年、民生児童委員に地域の把握をしていただくなかで新たな該当者があれば報告いただき、手帳の申請等によって行政で把握した新たな該当者、未登録の方についても適宜、依頼している。現段階では名簿の把握だけになるため、実際に災害が起こったときの対応については、本年度、市で支援プランを作成する予定である。災害時の具体的な対応についてマニュアルをつくり、各地域での対応、例えば、この方が避難をする際にはどうするのかということを決めたり、市の災害対策本部とどのように連携して動くかと

いったことについて、今後、詰めていく必要があると思っている。災害はいつ起こるかわからないため、すぐにでもという部分もあるが、市としては計画的に進めるよう検討している。

(委 員)

国から指示があったのは新潟の地震のときだったのか。

(事務局)

そうです。新潟の地震をきっかけとして要援護者を把握するようという指示があった。

(委 員)

阪神・淡路大震災のときには、国は指示を出していなかったのか。

(事務局)

それについては把握できていない。本年度、市で支援プランを策定するのにあたって調べていたところ、新潟の地震のときに国から要援護者台帳の作成の指示があったことが分かった。今年度は支援プランづくりを予定している。

(委 員)

学籍のある要支援児童、生徒、つまり要支援学校の児童生徒の場合はどうなっているか。

(事務局)

身体障害者1級、2級、療育手帳を持っている等、要綱内で一定の基準を定めている。それ以外に民生児童委員が必要と思われる方はリストアップしている。

(委 員)

今回の大震災のときでも、集団に馴染めず、何が起きるか分からないということで親が隔離し、ずっと外に出さずに我慢させているという事例を聞く。本市でもそうといったことは起こり得ると思う。

(事務局)

災害時には公民館に避難するようになっているが、障がいを持っている方が避難された場合、いろいろなサポートが必要であり、環境が変わって体力的に厳しい部分も出てくることも考えられる。人工呼吸器を付けている方など、災害時に特別な援助をしなければ対応できない場合も多い。そのあたり現計画のなかでは十分把握できていない部分もあるため、プランをつくることにしている。ろうあ者や聴覚障がいの方が避難所に避難されていても、行政がそのことを把握できず、十分なフォローができず困っているという意見もある。国では福祉避難所を設けて対象者を集めることも想定している。その点、今後検討し、話を詰めていきたい。

(委員長)

南丹市では、停電時の人工呼吸器について対応策はあるか。

(事務局)

申し訳ないが、具体的にどの方が人工呼吸器を付けておられるのかということは把握できていない。身体障害者手帳では分かるのか。身体障害者手帳でも、呼吸機能障がいというだけで人工呼吸器を使用しているかどうかは分からない。

(事務局)

難病の方については、保健所、府が状況を把握しているため、今後は連携し対応にあたるということも聞いている。

(委員長)

いま話にのぼっている支援プランは、この計画とは別のものか。

(事務局)

そうだ。別のものである。第3期障害福祉計画とは別に要援護者支援プランを策定する予定である。災害時に、要援護者台帳を使ってどのように避難するかということを決めるプランになる。

(委員長)

今日の議題である22年度の実績の報告からは離れるが、これから第3期計画を策定する際には原発の問題が出てくるだろう。

(事務局)

たしかに重要になると考えます。

(委 員)

舞鶴市にある施設は高浜原子力発電所の10キロ圏内に入っているため、有事の際の対応について話し合っている。おそらく美山も圏内入るだろう。

(事務局)

美山は20キロ圏内に入っている。

(委員長)

第3期計画は原子力発電所対策も考えていかなければならないし、新しい課題がたくさんある。

(事務局)

原子力発電所については、市全体の防災計画のなかで見直しをかけて位置付けをしていくが、今回の震災をうけて、支援プランでもそのことを想定して計画していく。

(委員長)

災害時の問題については、この協議会でも議論いただくことになろうかと思う。まとめについて、質問、意見はあるか。

(委 員)

資料1の2、3ページ、上から4行目、「基本は週5日、市役所窓口にて相談を受け付けるということになっているが、旧4町の支援を相談員1名で行っており、訪問などでほとんどいない状況になっている」と書かれているが、たしかに相談員1人で市内全域を駆け巡らなければならない状況だと聞いている。行政対応を根本的に強化しなければ、相談員が倒れてしまわれるのではないかと心配している。また、相談日が週5日で、土日の相談は受け付けていないということだが、問題行動を起こすのは本人が非常に不安感を抱く土日が多い。家族や本人にはその対応が十分にできないため、5日制の是非についても第3期計画策定のテーマとして挙げていただきたい。

(委 員)

相談員が他の業務を持っていると中立性が保てないため、他の業務と相談業務は分けている。ただ、現状では、1人の相談員で南丹市全域を担当しており、非常に無理があるとは感じている。解決すべき問題点、重点的に考えるべき問題点の1つが相談員の少なさであり、A型事業所がないことである。22年度を経験して分かってきた重要な課題をきちっと整理して、23年度の計画に生かしてほしい。

(事務局)

また、相談員は社会福祉課に配置され、訪問業務にあたっている。家庭訪問や関係機関への訪問等ずっと外勤で相談業務にあたっているのが実情である。携帯電話で相談に当たるなどもしているが、相談には時間もかかり複雑なケースもあるため、1人で担当するのは大変だと認識している。

(委 員)

視覚障がい者の移動支援は10月から変更になる予定で、郵便局や銀行の書類で自筆が原則だったものが、全国的な運動の結果、自分で書かなくても付き添い者に書いてもらってもよいということになった。障がい者の立場に立った改正が徐々に進んでいるということを報告しておく。

(委員長)

ここまで第2期の実績、現状と計画に対する市からの提案について議論いただいた。ほかに全体に関して何かご意見、ご質問はあるか。

(委 員)

実績を見ると、障がいの啓発のところが弱いように思う。具体的にどのように啓発をして行くのか、このままでいいのかということを検討していかなければならないと思う。まだまだ障害に関する理解の差があるのを感じる。分かる人と分からない人にかなり差があるようだ。学校等からの依頼で福祉の啓発もしているが、学校はもちろんのこと、もっと地域の方や大人に対する啓発も必要だと思う。せっかく学校で福祉の啓発をしたとしても、心ない大人の発言で子どもはどちらが本当なんだろうと迷うことにもなりかねない。ますます啓発に力を入れていく必要があると思う。

(委員長)

地域での啓発活動を進める必要があるということだ。資料を見て、ここは弱い、ここが課題だということを出していただきたい。

(委 員)

いまのことに関連するが、われわれが常々感じていることは、精神障がいの場合は、当事者であるわれわれが個人的にPR、啓発をすることが難しい。なぜ自分のうちの恥を公にしなければならないのかと。何でも行政に頼むのも考えものだという意見もあるが、行政にしかできないこともある。いまは震災の関係もあり、心の問題、精神的な問題が注目されているときでもあるため、もっと行政に積極的にPR・啓発をしていただきたい。個人的に動くとは敬遠されるというか、反発を受ける

ことが多いため、公的な機関による障がい者についての啓発をもっと積極的にやっていただきたい。分かりやすく、広く啓発していただきたい。

(委員長)

今後の課題のところは、どのように進めるのか。

(事務局)

各項目については、計画のなかでも見直しをかけながら、各分野について議論していきたい。いまずぐにまとめることはできないため、一度持ち帰っていただき、後日、意見を出していただきたい。計画を策定するなかで課題を指摘いただき、意見を出していただきつつ、次の計画に生かすことができたらと思っている。これはたたき台だということで理解いただきたい。人権擁護や啓発については、報告でもあまり挙げていないことだが、その点についても行政のとるべき対応についての意見も含めてご提起いただきたい。

(委員)

先の委員の発言と事務局からの説明にも関係するが、3—④、障がい者理解、啓発等々は、基本人権、社会づくりというキーワードの下ではやはり大きな位置を占めると思う。そのあたりの発信はきちっと明確にすべきだ。学校教育では、特別支援教育の推進は、共に生きる社会づくりに向けてというテーマのもとに市町の高等学校も含めた学校全体で教育のなかでシステムとして推進している。その受け皿である社会へのスムーズな移行をすすめるなかで、学校サイドと連携して支援するシステムづくりを進める課題があると考ええる。ボランティアについて、京都府の学生ボランティアは有償であり、全額ではないが交通費が支給されている。学生は、ボランティア活動を通じて教師になりたいという希望を持ち、実際に特別支援学校の先生になる人も多いため、学生ボランティアは非常に大事な位置付けだと思う。人材を育成していくという視点も大事である。学生だけではなく、地域の方々を対象とした育成講座もあればよいと思う。要するに、かかわった回数によって障がい者理解は進んでいくように思う。

(委員長)

おっしゃる通り、経験というか、かかわった回数が多いか少ないかで圧倒的に理解度は変わってくると思う。ただ、やはり実績よりも、現状と課題の方が大切だと思う。ここまではできたけれども、実はここはできていないということを洗い出した方が次の計画には生かすことができる。どうしても実績という言葉に引きずられて実績を書いてしまうと思うが、その必要はあまりないだろうと。例えば、先ほどの入退院の話にしても、実態はつかめない。ではどうするかということが次の計画の課題になると思う。計画策定のなかで、これをベースに話し合っていくのか。

(事務局)

そのとおりです。計画策定のなかで問題提起していく予定である。

(委員長)

まだまだ意見はあろうかと思う。これはあくまでも計画の経年と実績だけである

ため、ほかに必要な資料等があれば意見をいただきたい。意見のある方は事務局へ提出願う。これを踏まえて第3期計画策定となる。第3期の計画に向けての概要とスケジュールを事務局より説明願う。

4. 協議事項2)『南丹市障害者計画・第3期障害福祉計画策定に向けての計画、予定』－計画策定に向けての概要及びスケジュール等－及び 3) 計画策定にむけてのアンケート調査表等の検討について **【説明：高橋社会福祉課課長補佐】**

(【資料2、3-1、3-2】に基づき下記内容を説明)

(事務局)

まず資料2につきましては、障がい者制度改革の動向を国会議資料に基づきまとめたもので、第1回地域自立支援協議会の講演内容で詳しく説明頂いたので本日は詳細説明は省略させていただきます。次に計画策定のスケジュール(案)についてですが、変更点としましては①障がい者団体、サービス事業者へのヒアリング調査を前倒しし7月から8月にかけて行う予定です。ヒアリング期間の終盤に関係団体、関係機関との意見交換会を計画します。②次に市民からのパブリックコメントについては、後半期に設定し計画の骨子、素案がまとまった段階12月中旬から1月中旬に計画したいと考えています。また10月あるいは11月の委員会では、政策課題を深め、障がい者施策の理念を深める研修会を行いたいと考えています。

つぎに、資料3-1、3-2をご覧ください。今回アンケート調査の対象は身体障害者手帳をお持ちの方約2,600人の約半分1,300人の方への抽出調査及び療育手帳をお持ちの方約300人、精神保健福祉手帳をお持ちの方約300人への悉皆調査を予定しております。アンケート内容につきましては、現計画策定時のアンケートをベースに追加項目を挿入しています。主な追加項目は、問12「住宅改造」地域移行、地域生活支援の観点から住まいの改善について、問18「医療的ケア」について、問36「生きがい」について、問43「障害者総合福祉法」制度改革以降のサービスについて、問46「希望度・実現度」について等です。

また、活用、分析の方法として、設問内容は基本的に現行(第2期)計画を策定した際の調査項目とあわせて経年比較が出来るものとしています。集計・分析は基本属性である性別、年代別、地区別、障がい種別・等級別等のクロス集計を行い、また、必要に応じて設問間のクロス集計を行うことで、よりきめ細かな障がい者・介助者をとりまく現状の把握、ニーズの把握が可能になると考えています。また、単にどのサービスが足りている、足りていないといったサービスメニューの項目だけではなく、障がい者の生活における質的なニーズを把握する必要があると考えています。そのため、障がい者の現状の生活が障がい者の希望する生活(希望度)と現実はどうか(実現度)という視点でニーズを把握します。「希望度と実現度」の設問を加えて乖離分析を行うことにより、男女別、障がい別、地域別に希望度と実現

度の乖離が大きい項目、つまり障がい者のニーズが高い項目を把握することが出来ると思います。障がい者制度改革が行われようとしている中、障がい者の質的ニーズを把握し、そのニーズを踏まえてサービスを充実し、支援の方向性を導き出すことを大切な目標にしたいと考えています。

質疑応答

(委員長)

まず計画のスケジュールについて、来年1月には最終検討（素案）ができているというスケジュールが組まれている。スケジュールに関して、何か希望はあるか。アンケートが返却されたあと、8月～11月あたりでかなり議論いただくことになるかと思うので、スケジュールについて要望があれば申し出いただきたい。アンケートについては、今日、承認いただきたいが、相当なボリュームになるため、ご意見があれば事務局まで提出いただきたい。これを土台に、精査しつつ進めるということでご承認いただいてもよいか。

(委員)

8月8日に予定されている第2回委員会の開催時間を今日、決めていただきたい。アンケートについて、今日、ここで承認しなければならないのか、検討する時間はあるか。

(事務局)

今日すぐに承認いただくのも難しいと思うため、一度ご覧いただき、課題があれば事務局に提出いただきたい。再度集まるのも難しいと思うため、会長、委員長で検討し、最終的に決めたいと思うがよろしいか。6月20日までにいただければ、検討のうえ、修正が必要であれば修正、加筆、削除する。

(委員長)

6月20日までに事務局まで意見をお出しいただきたい。

(委員)

昨年の「障害者自立支援法」の一部改正案により、発達障がい者が障がいに含まれることになった。今後は、発達障がいの方に対するサービスについて第3期でも計画的に進めていただきたい。発達障がい者のなかには18歳を過ぎてから社会に出る際に精神手帳を取られる方もいると思うので、アンケート配布を療育手帳の保有者とする、療育手帳を持たない方の意見を反映することは難しくなる。療育手帳はIQ60、IQ70以下の方が取得できるものなので、現在、地域学校で生活されているお子さんのなかには持っていない子もいる。その方々の意見を聞く機会も設けてほしい。

(委員長)

それはヒアリングという意味か。このアンケートは郵送で行うため、発達障がい者ご本人、ご家族であるということが分からないと送ることができない。

(委員)

診断名が降りていて、市で福祉サービスを利用されている方で、手帳を持っていない方々という意味で申し上げた。市は把握していると思う。

(委員長)

福祉サービス利用者にアンケートを送るということは個人情報から考えて可能か。

(委員)

療育手帳を持っているかどうかということも、個人情報だと思うが。

(事務局)

調べれば把握することは可能

(委員長)

全体数が多いため、埋もれないように発達障がいと特定してデータを出さなければならない。このアンケートは、どちらかというと従来の3障害に対応したかたちになっている。

(委員)

今回、「障害者自立支援法」に発達障がいが含まれるということで、今後は、サービスも必要になってくるであろうということで、その意見が広く聞けるようにと。

(委員長)

それはデータで採ってはっきりあらわれてくるのか、むしろきちっとヒアリングをして、個別係数的なところを押さえて話を聞く方が明確になるのではないか。データで全部くくってしまうか。精神障がいも同じような面はあるのだが。データとして送れるかどうか検討いただきたい。発達障がいはフォローも必要になるかと思う。8月ぐらいに具体的にさらにヒアリングなりご意見をお聞きする場を設けなければ、たぶん数字だけでは足りないだろうと思う。調査表のことは検討する。

(委員)

アンケートは、これからの計画の基本になるため、非常に重要である。20日ぐらいまでに意見を出してくださいといって、それで進めるという程度でいいのか。もう一度集まるのが無理であれば、数人の委員で作業委員をつくって、それをきち々と読みこみ、あいまいな言葉や抜けがないかどうかをしっかりと見極めなければならない。単にご意見をいただいて、書き加えたという程度でいいのかどうか。

(委員長)

時間的な余裕があった方がよい。この場での全体を見るということは無理だと思う。

(委員)

もしくは事務局、委員長何人かで集まってきっちり話し合ってはどうか。

(事務局)

20日までに意見を出していただき、その課題事項を確認したうえで、委員長と会長ではからせていただこうと思っている。

(委員長)

もう一度お集まりいただいた方がよいか？このアンケートをもう少しアレンジしたものをつくらないといけないかもしれない。

(事務局)

3障がい人数に対する調査表をつくったが、それとは別の種類のアンケート表をつくるということか。20件になるのか30件になるのか分からないが。

(委員長)

あるいは、これに付け加えてもいいと思う。データを集計するところと相談する必要がある。

(委員)

内容が違うということか。

(事務局)

それほど違わないが、数字的に埋もれないようにしなければならない。

(委員)

アンケートのひな型はどこから出てきたのか。

(事務局)

2期計画のアンケートを土台に支援業者に原案を作成してもらい、事務局が修正を行い本日の(案)としている。

(委員)

それではどうしても金太郎飴になってしまう。ひな型をそのまま使うのではなく、南丹市の特色を踏まえて手を加える必要がある。

(事務局)

20日までにご意見いただき、そこで練ったものをさらに作業グループに集まっていただいて練るという作業を行いたい。できれば期限は1週間にしていきたい。作業部会で何人かで練るとなるとメンバーはどうするか。

(委員長)

作業部会をするかどうかは別にして、もう一度検討する必要がある。

(事務局)

再度検討が必要だということか。

(委員長)

そうだ。

(事務局)

できれば1週間以内に意見をお出しいただきたい。会長と委員長を交えて議論の場を持ちたい。日程が厳しいとは思いますが。

(委員長)

1週間後、すぐに作業にとりかかればできないことではないだろう。

(事務局)

はい。来週の16日木曜日までに意見を出していただき、それを集約し、できるだけ早く議論できればと思う。6月中にはアンケートを郵送したい。アンケートについての作業部会のメンバーは、この場では決めにくいと思うため、それについては事務局におまかせいただきたい。意見の集約をふまえて日程調査し、検討の場を持つということで調整する。

(委員長)

6 月下旬には発送したいということか。

(事務局)

そうです。

(委員長)

それではアンケートについての意見は、16 日までに提出ということをお願いする。

次回の日程はどうするか。

(事務局)

早めに調整を行い連絡を行う。

(委員長)

その他、何かご意見、ご質問はあるか。アンケートに関しては、16 日までに意見を提出いただき、何人かの委員には作業部会としてお集まりいただく。次回会議については、事務局で再調整いただく。ありがとうございました。

5. その他

特になし

6. 閉会あいさつ（吉野副会長）

お忙しいなか、皆さんご出席いただき、南丹市第 3 期障害福祉計画について慎重に審議いただきましてありがとうございました。22 年度の総括の話のなかにもありました通り、災害時の障害者サポート、そのなかでも特に移動サービス、相談サービスが大変必要かと思っています。そのなかで要支援者マップなり、個人情報の件については、人権擁護の立場から、掘り下げていくとなかなか難しい面があり、事務局なり本庁なり担当していただく方については難しい面もあろうかと思っています。私も支援していただく立場でありまして、何かと皆さまにお世話になっております。そのなかで 22 年度の総括結果だけでなく、現状なり課題が必要ではないかという指摘も受けました。アンケートの中身について、私なりに勉強させていただかなければならないことも多々あると思っています。皆さま、よろしく検討いただきまして、第 3 期計画に向けて、日程的にも非常に詰まって何かと忙しいことと思いますが、参加いただきますよう、よろしく検討いただきまして、簡単ですが、本日のお礼の言葉に代えさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

会議終了 午前 11 時 55 分